

# 安全のための品質管理を徹底しています

## 保護帽の着用が規定された作業範囲(労働安全衛生規則 等)

### ■ 物体の飛来または落下による労働者の危険を防止するための保護帽

第151条の107	車両系木材伐出機械を用いる作業	第412(404)条	採石作業
第151条の127 (150)	林業架線作業	第451条※	船内荷役作業
第151条174	簡易林業架線作業	第464条	港湾荷役作業
第194条の7	建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いて行う荷のつり上げ、つり下げ等の作業	第484条	造林等の作業
第247条	型わく支保の組立作業	第497条	木馬又は雪そり運搬作業
第327条※	腐食性液体を圧送する作業で、腐食性液体の飛散、漏えいまたは溢流による身体の危険があるとき	第517条の5	鉄骨組立等作業
第360条	地山の掘削作業	第517条の10	鋼橋架設等作業
第366条	明り掘削作業	第517条の13	木造建築物の組立等作業
第375条	土止め支保作業	第517条の19	コンクリート造の工作物の解体または破壊作業
第383条の3	ずい道等の掘削作業	第517条の24	コンクリート橋架設等の作業
第383条の5	ずい道等の覆工作業	第538条※	物体の飛来のおそれのある作業
第388条	ずい道等の建設作業	第539条	船台の附近、高層建築物等の作業
		第539条の8	ロープ高所作業
		第566条	足場の組立作業

### ■ 墜落による労働者の危険を防止するための保護帽

第151条の52	不整地における2t以上の貨物自動車における荷の積み卸し作業(ロープ、シート掛け含む)
第151条の74	2t以上の貨物自動車における荷の積み卸し
第435(429)条	はいの上における作業(床面から2m以上に限る)
第518条	2m以上の高所作業

### ■ 電気による労働者の危険を防止するための保護帽

第341(348)条	高圧活線作業	第346条	低圧活線作業
第342条	高圧活線近接作業	第347条	低圧活線近接作業

※労働安全衛生規則には「保護具」としての着用を規定。

### ■ クレーン等安全規則

第33条	クレーンの組立、解体作業
第75条の2	移動式クレーンのジブ組立・解体作業
第118条	デリックの組立、解体作業
第153条	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立又は解体作業
第191条	建設用リフトの組立

### ■ 絶縁用保護具の定期自主検査について

第351条	絶縁用保護具等の定期自主検査を行わねばならない
-------	-------------------------